

第2次廿日市市 男女共同参画プラン

～ともに創る、人・まち・あした～

【概要版】



平成27(2015)年3月

廿日市市

計画の概要

私たちがめざす男女共同参画社会は どのような社会でしょう？

～ともに創る、人・まち・あした～

これは第1次プランから引き継いだ廿日市市男女共同参画プランのキャッチフレーズです。

男女が、互いの人権を尊重し（ともに創る）

対等なパートナーとして協力し合い（人）

社会のあらゆる活動に自分の意思で参画することができ（まち）

喜びも責任も分かち合える社会です（あした）

“第2次廿日市市男女共同参画プラン”って何？

- ・男女共同参画社会基本法第14条に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ・平成27年度から平成36年度までの10年間の計画です。
- ・「男女共同参画を進めるための人づくり」、「男女が生き生きと活躍できる地域づくり」、「男女が安心して暮らせる環境づくり」を基本目標として、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するために策定したプラン（計画）です。

男女共同参画社会の実現が なぜ必要なのでしょう？

女性の個性と能力が十分に発揮されることは、豊かで活力のある社会の実現にかかせません。男女を問わず、家庭、地域、職場などあらゆる場で、それぞれの生き方に自信と誇りを持ち、その能力を最大限に発揮できるよう、環境を整備していくことが必要です。

こうした活力ある地域社会を作っていくために、「男女共同参画社会」の実現が必要です。

その実現により、安心して子育てができるまち、働きやすいまち、暮らしやすいまちになっていくことでしょう。

このような魅力的なまちになる鍵を男女共同参画社会は持っています。

計画がめざす姿

家庭では

男女がお互いを尊重し合い、協力して家事や育児、介護などすることにより、家族の絆を深め、それぞれにとって豊かな生活を送ることができます。

子育て支援センターの充実など、環境が整っており、安心して妊娠、出産、子育てができます。

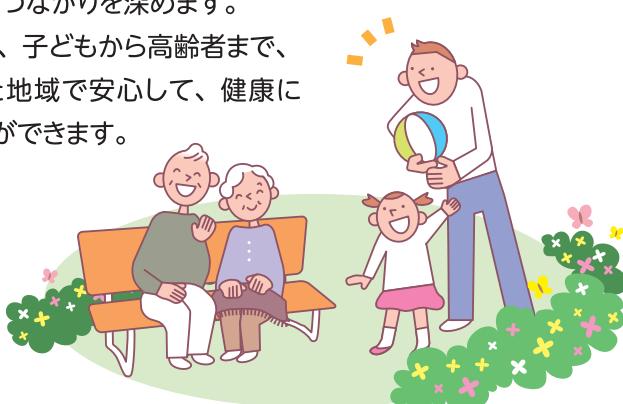


地域では

地域住民が尊重し合い、相手の気持ちを思いやります。そして、普段から笑顔でいさつをし、声をかけ合い、支え合う気持ちが育まれます。

地域に残る古い慣習やしきたりが見直され、男女が対等なパートナーとして仕事や地域活動に参画して、活躍することができます。その活躍が、地域を活性化とともに、地域のつながりを深めます。

男女とも、子どもから高齢者まで、住み慣れた地域で安心して、健康に暮らすことができます。



教育の場では

子どものころから、お互いの個性を尊重し、協力し合う意識が育まれます。

将来の夢や希望を持ち、自らの意思で進路を選択し、自立していきます。



施策・方針決定の場では

男女がともに企画や方針決定に積極的に参画することによって、新しい視点や考え方方が生まれます。

地域の話し合いの場に男女が参画し、互いの意見を活動に反映させます。



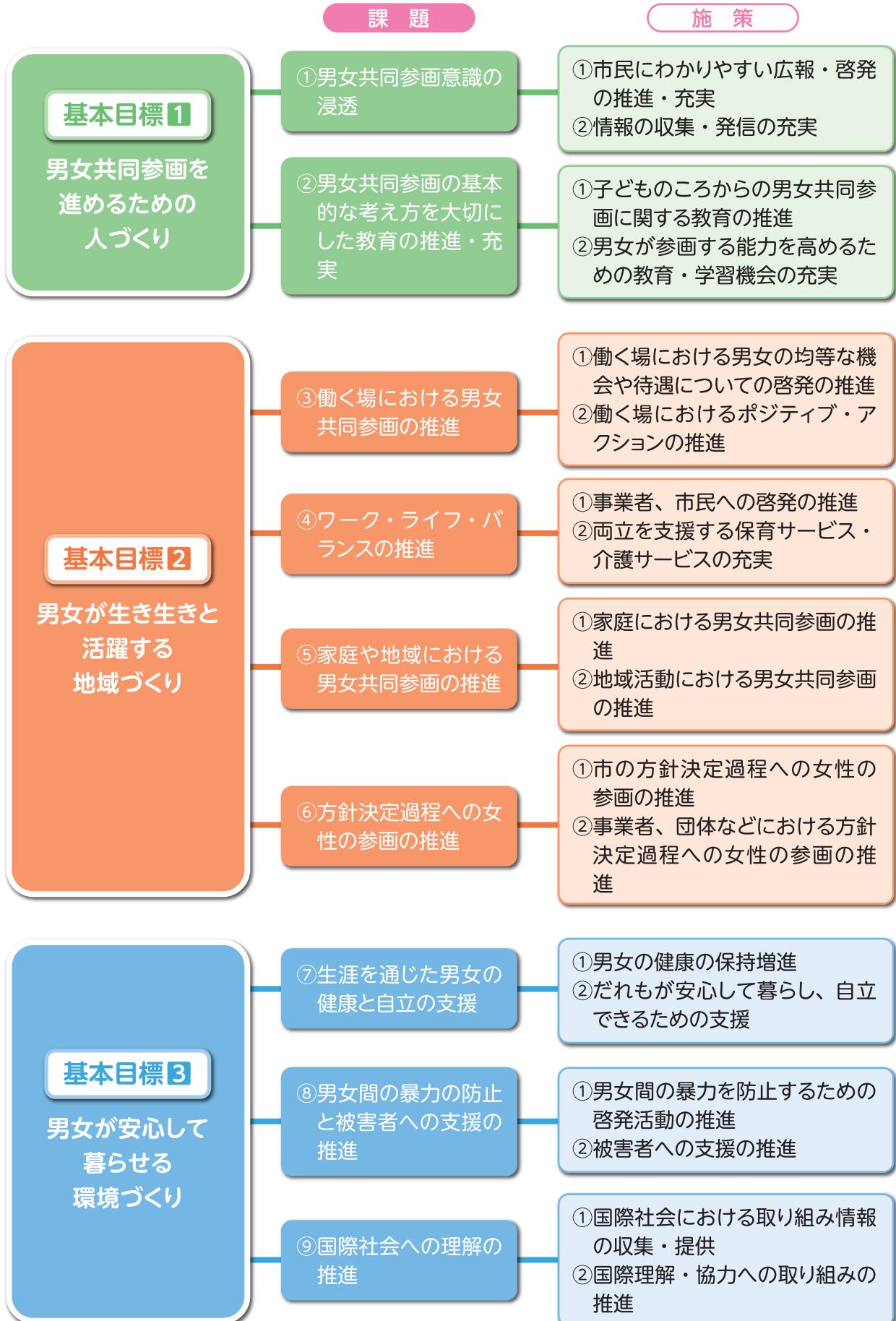
職場では

雇用機会や待遇などの男女格差が解消され、男女ともに個人の能力を発揮できる働きやすい職場となります。

起業支援が充実し、シニア・若年層・女性が多様な起業にチャレンジできます。



計画の内容



**基本目標
I**

男女共同参画を進めるための人づくり

(めざす廿日市市の姿)

男女が尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、
笑顔があふれるまち

1. 男女共同参画意識の浸透

(1) 市民にわかりやすい広報・啓発の推進・充実



- ☆市民が男女共同参画について理解を深めることができるよう、また、毎日の活動への意欲が高まるよう、いろいろな機会や方法によって、積極的に広報・啓発活動を推進します。
- ☆市民フォーラム実行委員会やNPO法人、市民活動団体等、地域の様々な団体などと協働して広報・啓発活動を推進します。

(2) 情報の収集・発信の充実

- ☆男女共同参画に関する情報の収集や研究を行い、その情報を市のホームページなどで市民や事業者に提供します。

2. 男女共同参画の基本的な考え方を 大切にした教育の推進・充実

(1) 子どものころからの男女共同参画に関する 教育の推進

- ☆人権尊重を基盤とした男女平等観を持つことや男女共同参画についての理解を深めるため、子どものころから、男女共同参画の視点に立った教育・学習を充実させます。

(2) 男女が参画する能力を高めるための教育・ 学習機会の充実

- ☆男女ともに、子どもから大人まで、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分自身の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択できる力を身につけることができるよう、市民センターなどの学習機能を生かし、学習機会を充実させます。



**基本目標
II**

男女が生き生きと活躍する地域づくり

(めざす廿日市市の姿)

一人一人の生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまち

3. 働く場における男女共同参画の推進

(1) 働く場における男女の均等な機会や待遇についての啓発の推進

- ☆男女がともに均等な機会に恵まれ、適正な評価を受けられるよう、県や商工会議所など、関係団体と連携して事業者への啓発を行います。
- ☆女性が就職や再就職に向けてチャレンジできるよう、学習機会などを提供します。
- ☆若年層、シニア、女性の起業を応援する取り組みを行います。

(2) 働く場におけるポジティブ・アクションの推進

- ☆企業・事業所の規模にかかわらず、積極的に情報を提供し、ポジティブ・アクションの促進を事業者へ働きかけます。

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 事業者、市民への啓発の推進

- ☆「ワーク・ライフ・バランス」の意義や重要性、働き方の見直しに関する啓発を推進します。
- ☆男性の育児への参画を促進するため、市内事業所の経営者に対し、イクメン企業同盟ひろしまへの加入を促進します。

(2) 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実

- ☆いろいろな活動と保育や介護の両立を支援するため、保育サービス・介護サービスを充実させます。

5. 家庭や地域における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画の推進

- ☆男女の固定的な役割分担意識を見直すための意識啓発を行います。
- ☆男性の育児・家庭生活への参画を進めるため、参加しやすいテーマ、時間帯に考慮した学習機会を充実させます。

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

- ☆男女の固定的な役割分担意識を見直すための意識啓発を行います。
- ☆あらゆる年代の男女の地域活動への参画を促進します。

6. 方針決定過程への女性の参画の推進

(1) 市の方針決定過程への女性の参画の推進

- ☆本市における施策・方針決定過程の場に、率先して女性の参画を推進します。
- ☆市職員の女性リーダーの育成に積極的に取り組み、女性管理職の登用を推進します。

(2) 事業者、団体などにおける方針決定過程への女性の参画の推進

- ☆あらゆる機会を通じて女性の参画についての啓発を行います。
- ☆女性登用に関する取り組みの好事例を発信し、事業者、団体に積極的に働きかけを行います。



基本目標 Ⅲ

男女が安心して暮らせる環境づくり

(めざす廿日市市の姿)

男女とも、子どもから高齢者まで、
住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまち

7. 生涯を通じた男女の健康と自立の支援

(1) 男女の健康の保持増進

- ☆壮年期・高齢期の健康づくりのための健康教室や健康相談をはじめ、ライフステージに応じた健康教育、健康診査、相談体制を充実させます。
- ☆妊娠・出産期における健康づくりのために健康診査や保健指導、相談などの支援を推進します。

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

- ☆ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人など生活上で困難な状況に直面する人に対する支援を推進します。
- ☆国籍、言語、文化や性などの違いを認め、尊重し合う多文化共生意識の普及に取り組みます。



8. 男女間の暴力の防止と被害者への支援の推進

(1) 男女間の暴力を防止するための啓発活動の推進

- ☆人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、いろいろな機会や方法によって啓発活動を推進します。

(2) 被害者への支援の推進

- ☆被害者が自立した生活を送ることができるよう、県、人権擁護委員協議会など関係機関、団体などと連携し、住宅の確保、就業支援、経済的支援、福祉サービスの提供など、被害者の状況に応じた支援を行います。
- ☆母子・父子自立支援員による支援を充実させます。
- ☆高齢者への虐待防止と早期発見に向けて取り組みます。

9. 国際社会への理解の推進

(1) 国際社会における取り組み情報の収集・提供

- ☆世界の女性を取り巻く環境についての海外の情報の収集・提供を充実させます。

(2) 国際理解・協力への取り組みの推進

- ☆性別や国籍にかかわらず異なる文化や生活習慣に対する理解と認識を深めるために、学校や生涯学習の場などの、学習機会を充実するとともに、市民の多様な交流活動を支援します。

計画の推進

- ☆計画を継続的に実行するために、市・市民・事業者のパートナーシップにより取り組みを推進します。
- ☆市の組織である「男女共同参画推進本部会」において、推進状況を確認し、自己点検します。
- ☆外部の組織である「男女共同参画推進懇話会」へ推進状況を報告し、評価やより良い施策とするための意見を受け、改善を行います。

役割

この第2次廿日市市男女共同参画プランでは、前述のとおり3つの基本目標を掲げています。男女共同参画社会の実現のためには、この目標に向けて、市、市民及び事業者それぞれが次のとおり役割を担いながら取り組みを進めることが重要です。

市民の役割

- ☆男女共同参画社会に対し、関心を持ちます。
- ☆家庭、学校、職場、地域などで、男女がお互いに尊重し、協力し合い、男女共同参画の意識を持ち行動します。

事業者の役割

- ☆男女共同参画の視点に立ち、男女がともにそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境を整えます。
- ☆ワーク・ライフ・バランスを推進します。

市の役割

- ☆男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- ☆市民、事業者の積極的な取り組みを支援します。
- ☆施策の実施にあたり、市民及び事業者と協働するとともに、国及び県と連携して取り組みを進めます。

第2次廿日市市男女共同参画プラン 【概要版】

発行年月 平成 27 (2015) 年 3 月

発 行 廿日市市

編 集 廿日市市 自治振興部 人権・男女共同推進課
〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
TEL : 0829-30-9136 FAX : 0829-32-1059